住所　さいたま市西区大字指扇1657番地１
　張佳旭　平成６年２月13日生
住所　さいたま市西区大字指扇3654番地
　金諒英　平成元年８月15日生
住所　福岡市博多区半道橋１丁目18番33―205号
　姜真理　昭和37年10月19日生
住所　北海道河西郡芽室町北芽室北４線38番地
　金基卓　昭和20年２月９日生
住所　岐阜県恵那市明智町1144番地20
　郝林林　昭和56年１月９日生
住所　岡山市中区神下470番地３
　徐達彦　昭和39年４月14日生
住所　東京都東大和市清水３丁目900番地９
　柳栄夏　昭和38年３月15日生
　柳成漢　平成７年３月21日生
　柳栄志　平成12年９月24日生
住所　岐阜市福富天神前311番地
　張秀茹　昭和43年５月５日生
住所　長崎市麹屋町４番７号
　楊爾嗣　昭和26年３月27日生
住所　名古屋市中村区角割町３丁目13番地８
　朴誠悟　昭和48年５月22日生
住所　名古屋市中村区本陣通５丁目221番地
　金智美　昭和43年７月９日生
住所　愛知県一宮市開明字東向野38番地
　張在名　昭和９年３月５日生
　李英禮　昭和14年４月30日生
　張貴英　昭和39年３月27日生
住所　静岡県磐田市大泉町21番地11
　孫林　昭和49年６月１日生
住所　京都市下京区七条御所ノ内北町66番地
　金英　昭和43年４月20日生
住所　川崎市中原区木月４丁目56番22―407号
　金強　平成５年11月10日生
住所　京都市左京区八瀬秋元町601番地
　徐舜臣　昭和41年９月30日生
住所　名古屋市名東区高針台３丁目205番地
　李泰代　昭和43年６月30日生
住所　名古屋市緑区小坂２丁目604番地
　李晃弘　昭和45年１月２日生
住所　名古屋市緑区滝ノ水４丁目3107番地
　金勝成　昭和40年２月17日生
　呉淑美　昭和45年５月５日生
　金愛美　平成10年３月10日生
住所　福岡市東区西戸崎２丁目19番17号
　朴明徳　昭和31年６月６日生
住所　岡山県津山市北園町23番地７
　崔再鉉　昭和15年７月14日生
　趙勝子　昭和16年４月15日生
住所　岡山県倉敷市東塚４丁目13番16号
　東立峰　昭和45年６月28日生
住所　東京都北区浮間３丁目５番15―518号
　洪偉　昭和44年５月20日生
　洪紀龍　平成12年11月13日生
　洪紀翔　平成18年３月20日生
住所　愛知県春日井市松新町３丁目189番地
　張涼子　昭和45年８月28日生
住所　愛知県春日井市松新町３丁目190番地
　張順緒　昭和49年３月５日生
住所　兵庫県西宮市高座町14番47―406号
　文汐梨　平成４年１月20日生
　文達示　平成10年12月28日生
住所　兵庫県伊丹市藤ノ木３丁目３番25号
　黄斗三　昭和32年10月19日生
　黄鐘成　平成７年７月13日生
住所　兵庫県宝塚市御所の前町５番13号
　朴美佳　平成４年７月29日生
住所　兵庫県宝塚市栄町３丁目６番11―102号
　張水玉　昭和29年５月28日生
　鄭佳　昭和59年９月４日生
　鄭麻　昭和63年５月28日生
住所　兵庫県尼崎市大庄西町３丁目16番14号
　姜恭代　昭和45年11月27日生
住所　兵庫県尼崎市塚口本町６丁目３番36号
　南知沙　昭和55年４月６日生
住所　名古屋市港区宝神４丁目1401番地３
　張久高　昭和56年４月27日生
住所　名古屋市港区稲永４丁目７番５―601号
　張美香　昭和59年８月14日生
　張蓮　平成25年９月10日生
　張凜　平成25年９月10日生
住所　大阪市東成区深江北１丁目16番２号
　宋昭美　昭和51年11月５日生
　趙林汰郎　平成13年２月３日生
　趙虎汰郎　平成16年８月28日生
　趙早彩　平成18年７月６日生
住所　川崎市麻生区上麻生３丁目15番７―115号
　徐久明　昭和54年11月22日生

○農林水産省告示第四百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年三月二日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡南木曽町読書三一、三二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年三月二日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　岐阜県高山市石浦町一七一四の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年三月二日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　兵庫県宍粟市一宮町下野田字平戸四一三の一七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字平戸四一三の一七（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年三月二日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　兵庫県宍粟市一宮町生栗字平戸四一三の一七、七八の一、七八五、七八七の二、七八八の一、七八九、七九三の四、七九三の一〇、七九三の一五

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字平戸四一三の一七・七八七の一・七八七の二・七九三の一〇（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）